

愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務実施要領

- 1 業務の名称
愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務
- 2 業務の概要
全国に誇ることができる地域資源である「四国遍路文化」を展示で発信するため、その遍路文化の根底である弘法大師空海の生涯を表現し、高い芸術性で国際的評価を得ている和紙彫塑家・内海清美氏の作品「密●空と海」について、後半章展示からダイジェスト版展示への展示更新のための撤去、設営等を行う。
- 3 業務の実施期間
契約日から平成30年9月14日（金）まで
- 4 業務の履行場所
愛媛県歴史文化博物館 新常設展示室
（詳細は別添1 履行場所参照）
- 5 業務の内容
作品を展示するための室内での撤去、設営作業や演示具等製作であり、作品の芸術性を損なうことなく、また常設展示として長期間の展示に耐えうる相応の品質や耐久性を保持した環境作りを、著作権者と十分協議しながら実施すること。
 - (1) 後半章の撤去作業
現在展示中の「密●空と海」第10～19章の造作物、グラフィック、サイン等の製作物を撤去、搬出する作業を行うこと。
 - ア 撤去作業
 - イ 運搬、搬出
撤去に関わるすべての作業を含むこと。
各工事の際に発生した残材及び不要品の破棄を含むこと。
 - (2) 展示舞台等造作物製作
「密●空と海」ダイジェスト版（第2・4・6・7・8・10・14・17・19章）の作品の展示設営に必要な、次の造作物の製作を行うこと。常設展示として長期間の展示に耐えうる材質を使用し、展示イメージに相応しい質感となる材料を用いること。細部の仕様は著作権者及び歴史文化博物館と十分に協議すること。
 - ア 人形展示台（展示補助台を含む）（造作）
 - イ コーナー壁（造作）
 - ウ 場面仕切り紗幕（造作）
 - (3) グラフィック、サイン製作等
次のグラフィック、サインをデザイン、製作、設置、また既存表示を変更、移設すること。（内容は博物館提供）
 - ア サイン製作：展示室タイトルサイン
 - イ グラフィック製作：作品紹介等
 - (4) ダイジェスト版の設営作業
「密●空と海」ダイジェスト版の造作物、グラフィック、サイン等の製作物を運搬、搬入し、適切な場所に設置する作業を行うこと。
 - ア 運搬、搬入
 - イ 設営作業
設置に関わるすべての作業を含むこと。
各工事の際に発生した残材及び不要品の破棄を含むこと。

6 仕様

本業務の仕様は、別紙「愛媛県歴史文化博物館新常設展の展示設営等業務基本設計図書」に基づくものとする。

7 施工にあたっての注意点

(1) 著作権者の意向の調整について

今回の展示では製作者である和紙彫塑作家・内海清美氏の作品イメージを展示室全体に再現するため、製作にあたってはデザイン性を重視し、業務実施にあたっては同氏の指示を仰ぎ、承認を得る必要がある。そのため、同氏と展示設営等の仕様について打ち合わせを行い、意向を十分に反映させること。

(2) 政教分離の原則の遵守について

展示内容が、憲法第20条第3項及び第89条の政教分離の原則に基づくものであり、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条の「すべての国民が文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ことを具現化したものであるように演出すること。

(3) 資材、機材、廃材等の搬入出について

展示造作物の施工にあたり、大型の資材・機材の搬入出は愛媛県歴史文化博物館の開館時間を避けること。（通常の休館日、開館前閉館後を利用して実施。）また、開館時間内の資材、機材、廃材等の搬入出は必要最小限にすること。

作業する日時は愛媛県歴史文化博物館と受託者の間で協議の後、決定する。

(4) 作業現場の養生及び来館者の安全確保について

施工期間は作業現場に仮設壁などを設け、来館者が作業区間に立ち入らないようにするなど来館者の安全を確保するとともに、工事中であることの案内パネルを設置すること。

(5) 展示の質について

展示造作物、グラフィック・サイン製作、エイジング処理等の質については、本展示が長期間にわたる常設展示であることを考慮し、展示製作を行うこと。本実施要領で明示しきれない細部の仕様等については、愛媛県歴史文化博物館担当者と連絡を密にし、協議の上その内容を愛媛県歴史文化博物館に報告し、愛媛県歴史文化博物館が承認したものとする。

(6) その他

新常設展示室の作業場所以外に資材、機材、廃材を置かないこと。博物館内に資材、機材、廃材を仮置きする場合は、その場所について愛媛県歴史文化博物館の指示を受けること。

また、周辺施設（エントランスホール、多目的ホール、研修室等）において事業を実施している場合等には、作業音の影響を配慮することとし、必要に応じて作業の一時休止を指示する場合がある。

8 業務の処理等

(1) 受託者は、発注者の指示により業務に必要な調査を行うこと。

(2) 受託者は、業務の目的を円滑に達成するため、業務の詳細及び当該作業の範囲について、愛媛県歴史文化博物館担当者と十分に打ち合わせを行うものとする。

(3) 留意点

ア 展示造作物や材料等については、建築基準法、消防法等関係法令に適合するものを選定すること。また、関係法令上必要な措置は受託者が行うこと。

イ 身体障害者や高齢者などへの対策については十分に配慮すること。

9 保証

瑕疵担保期間は、業務完了（検収完了）後、1年間とする。

10 提出書類

(1) 契約時書類（契約書、業務計画書等）

(2) 設計図書

(3) 業務実績報告書（業務記録写真）

(4) その他県が指定する書類

11 その他

- (1) 本展示にかかわる意匠については、愛媛県歴史文化博物館の展示、教育普及、イベント、解説、印刷物、広報物、ホームページ、教材開発等を使用するにあたり、受託者に特別な許可を取らずに自由に改変して使用できるものとする。また、第三者が本展示にかかわる意匠について印刷物、ホームページなどで使用する場合、愛媛県歴史文化博物館管理規則に基づき資料特別利用等許可の申請があった場合、受託者に特別な許可を取らずに愛媛県歴史文化博物館の判断で許可を与えることができるものとする。
- (2) 受託者は、契約後ただちに博物館担当職員と綿密な打ち合わせを行い、本業務を円滑かつ効率的に実施すること。
- (3) 本実施要領に定めない事項その他疑義が生じた場合には、双方協議の上、定めるものとする。
- (4) 提出される図書、データの形式等は博物館からの指示に従うこと。
- (5) 本業務委託の履行にあたり、第三者の有する特許権、著作権、実用新案権、その他一切の無体財産の行使について、受託者が責任を負うものとする。

12 担当部署

愛媛県歴史文化博物館学芸課

所在地 〒797-8511 愛媛県西予市宇和町卯之町 4-11-2

電話番号 0894-62-6222